

新	条	文
(電磁的記録による保存)		
第四条 民間事業者等は、書面保存等情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うときは、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならぬ。	第四条 民間事業者等は、書面保存等情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うときは、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならぬ。	
一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方 式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない 方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供 されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつ て調製するファイルにより保存する方法	一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シードィー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルにより保存する方法	一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シードィー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルにより保存する方法
二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読み取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法	二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読み取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法	二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読み取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法
2 略		
(電磁的記録による作成)		
第六条 民間事業者等は、書面保存等情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うときは、その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに	第六条 民間事業者等は、書面保存等情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うときは、その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに	第六条 民間事業者等は、書面保存等情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うときは、その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに

記録する方法又は電磁的記録媒体をもつて調製する方法により行わなければならない。

記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製する方法により行わなければならない。